

名古屋ショーケース株式会社

次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年 6月 1日 ～ 令和8年 5月31日までの5年間

2. 内 容

【目標1】：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

《対策》

令和3年6月～ 労働基準法、育児介護休業法に基づく諸制度の調査

令和3年8月～ 制度に関するパンフレットを作成し従業員に配布

【目標2】 育児休業を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

《対策》

令和3年6月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握

令和3年8月～ 研修内容の検討

令和4年度～ 研修の実施